

迷惑駐車追放モデル地区の指定に至った経緯

栗生第二住宅自治会においては当住宅に入居以来、環境づくりに、なお一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

駐車場不足を少しでも解消し迷惑駐車をなくすために周辺の地主さんと折衝し、奥駐車場をはじめ全部で八箇所二八六台分の駐車場を契約し確保して住民に提供してその管理をしてきました。それにもかかわらず依然として駐車場不足はつづき迷惑駐車はたえませんでした。

このような状況をなんとか改善しようという気運があり、五六九年九月駐車場対策委員会を設けていろいろ討議したすえ、第二住宅内に駐車場建設の可能地をさぐり、六〇年度において一二五台分の駐車場を建設しました。その結果全戸数一八〇戸に対して八八二台分(七四・七パーセント)の駐車場が確保されることなり、迷惑駐車追放に大きく貢献してきました。

このように住民を中心とした自治会のたゆまぬ努力の積み重ねが実り、最近では迷惑駐車の減少しつつあることはまさに喜ばしいと考えています。

このことが箕面市当局に認めていたゞき、六〇年度に警察署・箕面市・当自治会の三者による迷惑駐車追放に関するの話し合いがもたれました。それをうけて本年度の自治会においても討議をおこない六一年五月十八日の役員会において、迷惑駐車追放モデル地区の指定を受けることを承認されました。

以上のような経緯をふまえてこの度、箕面市当局に要望書を提出して迷惑駐車追放モデル地区の指定を受けるはこびとなりました。

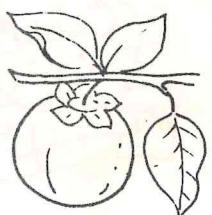
モデル地区指定の後には、市当局・警察署の指導のもとに、迷惑駐車追放の啓蒙活動に当自治会といたしましては全力をあげて取り組んでいく所存であります。今後とも私たちの第二住宅の住みよい

- (一) 設備面の整備と対象道路は次のとおりと致します。
- (二) 路面に迷惑駐車追放モデル地区の文字を書く。
- (三) ここは迷惑駐車追放モデル地区ですと明記したブロック付カンバンを要所に置く。
- 対象道路は図の通りとします。



栗生第2住宅
自治会ニュース

第120号
発行 自治会
編集 広報部



新らしく当団地に来られた方へ

転勤などで当団地に入居された方も多くおられることが多いと思

ますので、二・三の参考事項を

説明させていただきます。

(1) 管理組合の届出

入居されますと、まず始めに

管理事務所で管理組合への届出

をしていただきます。(ただし、

住宅の所有者でないときは組合

員の資格がありませんので必要

ありません)

(2) 自治会への加入

自治会への加入については、管

理事務所に申込用紙があります

ので必要事項を記入して下さい。

(3) こども会への加入

小学生のおられる方は子供会

に加入して下さい。子供会役員

は各棟にあります。

(4) 駐車場について

恒例の豊川北校区ソフトボーリ

ル大会が開催されることになり

ました。年一回のソフトボーリ

大会もありますので、自治会

の皆様は、この日を楽しみにし

ておられる事と思います。

(1) 日程

10月26日(日)

11月2日(日)

11月3日(祝日)

11月16日(日)予備日

優勝・準優勝チームには、賞



状・若干の賞品を準備しております。

体育部

第七回豊川北校区ソフトボール大会

恒例の豊川北校区ソフトボーリ

ル大会が開催されることになり

ます。

大会でもありますので、自治会

の皆様は、この日を楽しみにし

ておられる事と思います。

簡易保険の手数料

集金の手数料の一部が、自治

会に入金されました。

六月分 五一、一三七円

七月分 四九、四七一円

八月分 四九、四七一円

九月分 五四、四七一円

以上です。

事業共済部

クリーンみのお作戦

九月二十一日のクリーンみのお作戦では、団地周辺の空カゴ・ゴミ拾いに御協力頂きまして誠にありがとうございました。又

稲穂の皆様には溝そじまで

して頂きました。環境衛生週間にかか

わらず日頃からゴミをなるべく

ださないよう各自が気を配って

頂けたら幸いです。

尚、空カゴ・空ビンは二十二日

に配布しましたボリ容器に、そ

れぞ分別して毎月第四土曜日、

九時までに普通ゴミと同じ場所

に出して下さい。

容器には必ず名前を記入し、

収集後は各自、持ち帰って保管

しておいて下さい。

車をお持ちの方はすでに入居

までにお聞きのことと思

います

が、まず自衛会運営の駐車場に

申込みして下さい。団地内の管

理組合駐車場利用者の順番まち

となっています。団地内で違法

駐車はしないようにお願いしま

す。

団地内の共同生活の円滑な運

営と福祉の増進を図り、良好な

居住環境を維持するため、住宅

の所有者および居住者が日常生活において守るべき10項目を定

めています。例えば、小鳥及び

観賞用魚類以外は飼育しないこ

と……犬や猫は飼えないことに

なっています。

その他詳細は組合規約に記載

されています。

その他の詳

細は組合規約に記載

されています。

